

【投信調査室コラム】  
日本版ISAの道 その1  
軽減税率打ち切りと  
日本版ISA導入を前にして起こりそうなこと

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

## 税制改正大綱の概要

2013年1月24日、自民・公明両党は2013年度(平成25年度)税制改正大綱を発表した。金融・証券業界が注目する部分は下記の通り。

- ①2013年12月31日で株式(投信)の配当や譲渡所得等の10%軽減税率を廃止。
- ②2014年1月1日～2023年12月31日(10年間)の口座開設期間で日本版ISAを創設。  
\*非課税期間は口座開設年の1月1日以後5年で、年100万円、最大500万円の非課税投資を可能に。
- ③2016年1月より利子所得と譲渡所得について公社債(投信)と株式(投信)の損益通算が可能に。
- ④2013年4月1日から2015年12月31日まで直系尊属(祖父母)が30歳未満の受贈者(孫)の教育資金に充てる為に金銭等を抛出し金融機関に信託等をした場合は受贈者(孫)1人につき1500万円までの金額を贈与税非課税に。  
\*学校等以外に支払われる金額については500万円まで。

\*税制改正大綱原本を基に国際投信投資顧問作成

2013年末の10%軽減税率の打ち切りと2014年1月実施の日本版ISA導入を前に、2013年投信市場にはどのようなことが予想されるだろうか。

## 10%軽減税率の廃止

上場株式と公募株式投信の配当や譲渡所得等に係る軽減税率の11年の歴史が終わる。2003年1月1日から3度の延長を経て実施されている金融・証券税制の軽減税率10%が2013年12月31日で廃止となり、2014年1月1日から現行10.147%が20.315%に上がる(\*2013年1月1日から既に復興特別所得税の付加により10%から10.147%へ僅かだが、上がってはいる)。

公募株式投信といっても、株式ファンドだけでなく、課税上「株式投信」となっている多くの内外債ファンドが対象となるので影響は大きい。この軽減税率打ち切りと日本版ISA導入への対策として、各種メディアは「保有している株式に含み益が出ている場合は、13年末までに売却してしまえば税率は10%」(2012年12月12日付日本経済新聞朝刊)、「14年から創設されるISA口座の開設の準備をして、1人100万円の資金を確保しておくベストだ。」(ダイヤモンドZAi2013年1月号)などと報じている。

## 米国の前例

メディアが報じている事は日本より1年早く増税となった米国で既に起きている。2012年末にかけ、米国の高所得者を中心に一部の投資家が「含み益(課税されていない評価益)」のある株式(ファンド)を売却すると言う行動をしていた(次頁※1参照)。



2013年1月30日作成

日本の個人についての主な金融証券税制

国際投信投資顧問株式会社投信調査室作成

予算年度	2007年度 (平成19年度) 2007年4月～ 2008年3月	2008年度 (平成20年度) 2008年4月～ 2009年3月	2009年度 (平成21年度) 2009年4月～ 2010年3月	2010年度 (平成22年度) 2010年4月～ 2011年3月	2011年度 (平成23年度) 2011年4月～ 2012年3月	2012年度 (平成24年度) 2012年4月～ 2013年3月	2013年度 (平成25年度) 2013年4月～ 2014年3月	2014年度 (平成26年度) 2014年4月～ 2015年3月	2015年度 (平成27年度) 2015年4月～ 2016年3月	2016年度 (平成28年度) 2016年4月～ 2017年3月	
暦年	2007年 (平成19年) 4～12月	2008年 (平成20年) 1～12月	2009年 (平成21年) 1～12月	2010年 (平成22年) 1～12月	2011年 (平成23年) 1～12月	2012年 (平成24年) 1～12月	2013年 (平成25年) 1～12月	2014年 (平成26年) 1～12月	2015年 (平成27年) 1～12月	2016年 (平成28年) 1～12月	2017年 (平成29年) 1～3月
	自・公政権 (～2009年9月)		民・社・国政権 (～2010年5月)	民・国政権 (～2012年12月)			自・公政権 (2012年12月～)				
上場株式・公募株式投信の譲渡益	10%の申告分離で申告不要可(*2009年1月から投信償還差益・投信解約益が加わった)。						10.147%(所得税7.147%、住民税3%)から <b>20.315%</b> (所得税15.315%、住民税5%)に。				
上場株式・公募株式投信の配当・分配金(*元本払戻金を除く)	10%の源泉徴収(申告不要)か申告分離、累進税率15～50%の総合課税からの選択。										
上場株式・公募株式投信の損益通算	申告で上場株式等の譲渡益と上場株式等の譲渡損の損益通算可。		申告で上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算可。 3年繰越。								
債券・公社債投信の譲渡益、償還(解約)益、利子・分配金	内外利付債&の譲渡益は非課税(損失控除不可)、内外利付債の償還益は総合課税(雑所得)で申告必要、国内公社債投信の譲渡益は20%の源泉税相当額、外国公社債投信の譲渡益は非課税(損失控除不可)。						国内公社債投信の償還(解約)益及び外国公社債投信の償還益は20%の源泉分離(申告不要)。			株式(投信)と公社債(投信)が損益通算可に。 公社債(投信)の譲渡益が非課税から20.315%に。	
少額非課税制度(日本版ISA)							日本版ISA開始。 2013年10月から受付開始。				
教育資金	贈与は受ける人ごとに年110万円まで非課税だが、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与は1人2500万円まで非課税(相続時精算課税制度)で、祖父母から孫へは授業料の支払いがあるたびに非課税となる。だが、授業料をまとめて孫に渡すと贈与税がかかる。						60歳以上の親と祖父母から20歳以上の子と孫への贈与を1人2500万円まで非課税(相続時精算課税制度)。			祖父母から孫(30歳未満)に教育資金を非課税で贈れる。1人1500万円まで(学校等以外は500万円)。	
確定拠出年金/DC(日本版401k)	2001年10月1日に確定拠出年金法が施行。2004年10月1日、2010年1月1日に限度額の拡大あり。						従業員拠出(マッチング拠出)可能。				

※本資料は平成25年1月30日現在の情報に基づき作成されていますが、今後の法令改正等により、将来変更となる場合があります。  
(出所: 日本の内閣府・金融庁・財務省・国税庁・政府税制調査会などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

さらに投資対象となる企業によっては投資家の為に巨額の「特別配当/special dividends」を出した会社もある。ただ、市場への影響と言う点では大きくなかった。行動したのが「含み益」のある株式(ファンド)を持つ一部の個人投資家であり、非課税口座や税繰り延べ口座の個人投資家や機関投資家には関係なかったからである。また特別配当も、売却抑制効果があったと思われる。

※1: 米国で2013年1月2日にオバマ米大統領の署名で成立した法案によると、高所得者(単身者年40万ドルと家族年45万ドル超)の所得税率について、2012年までは10～35%の6段階累進所得税率だったのが、15～39.6%の5段階累進所得税率となった。さらに上場株式・株式投信の1年超のキャピタルゲインと配当・分配金が0%と15%と20%となった(\*2012年まで0%と15%)。0%となる納税者は所得税率が10%と15%の人、15%となる(15%で据え置かれる)納税者は所得税率が25%と28%と33%と35%の人、20%となる(20%に引き上げられる)納税者は所得税率が最高の39.6%の人である(\*20%の高所得世帯は高所得者向け医療保険の新税を合わせると23.8%、地方税は州で違う税率が別にかかり源泉徴収無し)。

## 日本の場合

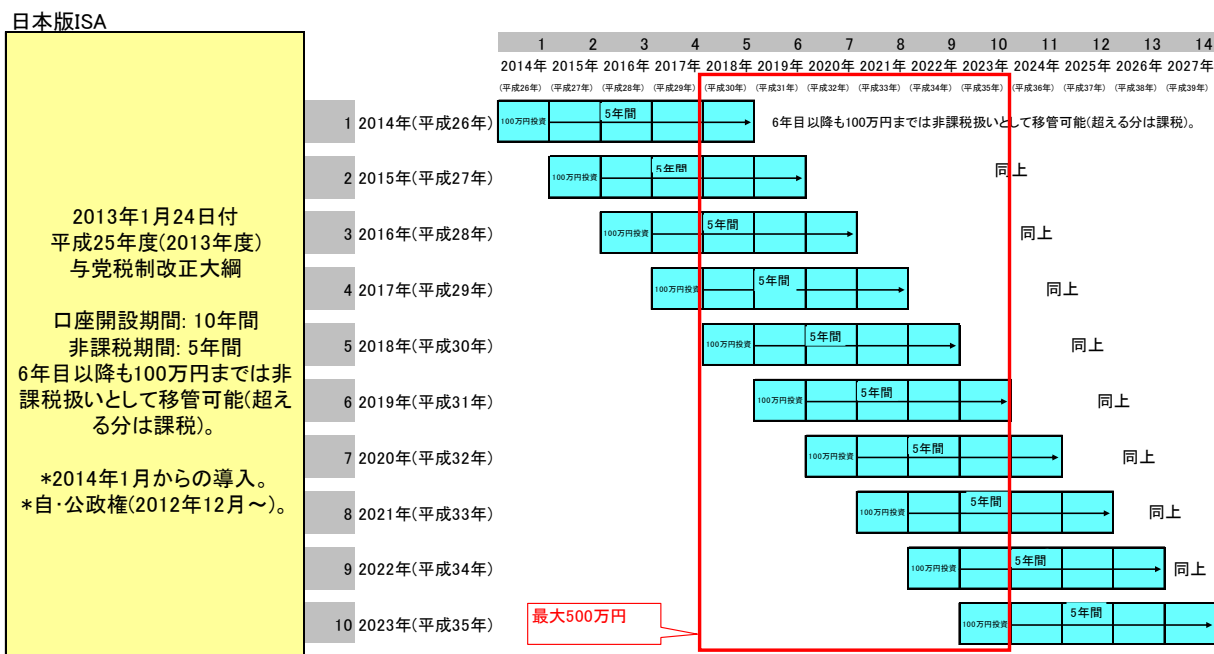
日本の話に戻ろう。2013年に日本で売却(解約)が起きそうな株式(ファンド)は、米国と同様、「含み益」のあるファンドと思われる(\*非課税口座や税繰り延べ口座を除く)。注意しなければならないのは、米国では、投信内で実現したインカムゲインとキャピタルゲインのほぼ全額(\*90%以上で実際は100%に近い)を定期的(毎月、四半期、半年等)に分配しなければならないのに対して、日本では投信内で実現したインカムゲインもキャピタルゲインであっても分配しない事が可能となっている。その為、その「含み益」が米国より大きくなる可能性はある。その意味から、2012年の米国で起きた事より2013年の日本で起きる事の方が影響は大きい可能性がある。日本の個人投資家が「含み益」、具体的には、「課税されていない評価益と実現益(\*個別元本を上回る過去の「含み益」)をそのままにして、今年2013年12月末の軽減税率打ち切りを迎えると、本来10.147%で済んだ税率が20.315%になるのである。

「含み益」のあるファンドだが、元本払戻金(特別分配金)をしているファンド(\*「含み益」がないファンド)は該当しない。また、毎月分配型など分配をたくさん出しているファンドは無分配型や年1~2回分配型より影響は小さいと思われる。影響が大きいのは、基準価額が値上がりしているのに無分配のファンドである(\*2)。もちろん、その投信が2013年末までに(巨額の)分配によって「含み益」を出す様であれば別だが、そうでなければ、含み益を持つ個人投資家は、その投信の売却(解約)や乗り換えを検討する可能性がある。尚、後述するISA口座は新規投資が前提で、現在保有している投信からは移せないの、ISA口座の活用も検討される。

※2: 日本では上場投信及び確定拠出年金等非課税口座以外で「長い期間に互(わた)って無分配のものについては、そのファンド段階で、特別法人税1%と地方税が課される」(1995年11月大蔵省財政金融研究所)となっているので、分配出来るのに、長い期間、無分配と言うファンドは極めて少ないはずである。

## 日本版ISAの創設

軽減税率10%の11年の歴史が終わると同時に「日本版ISA(Japanese Individual Savings Account~少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)」が始まる。日本版ISAの口座開設期間は2014年1月1日~2023年12月31日(10年間)、非課税期間は口座開設年の1月1日以後5年で、年100万円、最大500万円の非課税投資が可能となる。



(出所: 与党税制改正大綱より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

2014年1月から上場株式と公募株式投信の譲渡益及び配当・分配金は特定口座や一般口座にあると現行10.147%から20.315%になるが、日本版ISA口座であれば、0%で済むのだ。この日本版ISAについて投資対象(分類)となりそうなのは、既存商品のトレンドと大きく変わるものではないと考えられる。英国のISA(株式型)でも既存商品とは大きく変わっていない。それは英国ISAでも65歳以上が最も高額な資金をISAに投じており(\*株式型では45~64歳)、これは日本でも同様となりそうだからである。

既存の投信と大きく変わりそうなのが分配頻度である。金融庁が「長期投資には無分配型の投信が適している。」と言った通り、既存の投信は毎月分配型中心の一方、日本版ISAでは無分配中心となる可能性が高い。分配金を再投資する場合、別途非課税枠が必要で、もし年100万円の非課税枠を全部使い切っていると非課税に出来なくなる。その意味で日本版ISAを最大限活用するには無分配型が適していると思われる。もし既存の毎月分配型などをISA口座でも利用したい場合は、類似ファンドもしくは(あるならば)ISA専用ベビー・ファンドなどの活用が良いかもしれない。ベビー・ファンドの例は、2001年10月に日本版401kとして導入された確定拠出年金(DC)専用ファンドがあり、分配回数はほとんど年1回で、ほぼ無分配、直近配当利回り平均0.03%となっている(2012年12月末現在、351本)。

先の「米国の前例」及び「日本の場合」の欄で、「毎月分配型など分配をたくさん出しているファンドは無分配型や年1~2回分配型より影響は小さいと思われる。影響が大きいのは、基準価額が値上がりしているのに無分配のファンドである」と言ったが、ここで年1回分配型と年12回(毎月)分配型などの税金の差を見る事とする。

下記テーブルの通りだが、2012年と2013年で保有していた年1回分配型を2014年末に最大限の分配を受けたり、解約したりすると、約578円の税金を払う計算となっている。一方で同様の条件で年12回(毎月)分配型にしていると、約348円の税金で済む計算となっている。年1回分配型は2012年12月末現在で純資産が14兆円以上とかなり大きいため、中には含み益を多く持つファンドもあると思われる。その様なファンドに2013年、売却(解約)や乗り換えが行なわれるファンドが増える可能性があると言うことだ。

国内公募投信の基準価額10000円にかかる税金(イメージ図) 2012年12月末現在  
 \*2012年と2013年で保有していたファンドを2014年末に最大限の分配を受けたり、解約したりする場合。  
 2013年12月まで ← 2014年1月から20.315%。  
 軽減税率10.147%(※3)。

分配回数による分類	分配率 (%、※1)	2012年 /平成24年 (単位: 円)	2013年 /平成25年 (単位: 円)	2014年 /平成26年 (単位: 円)	2012~2014 年の合計 (単位: 円)	2012年末の 純資産 (単位: 億円)
年2回以内(非定期)分配型	0.44	4.36	4.42	8.85	17.62	174,875
年1回分配型	0.31	3.09	3.14	6.28	12.51	141,235
上記含み益(※2)	8.30	0.00	0.00	549.14	549.14	
年1回分配型合計	8.61	3.09	3.14	571.29	577.52	
年2回分配型	0.73	7.26	7.37	14.75	29.38	33,640
年2回超(定期)分配型	7.31	73.14	74.21	148.58	295.93	366,862
年4回(四半期)分配型	2.52	25.20	25.57	51.20	101.97	17,079
年6回(隔月)分配型	4.26	42.55	43.18	86.45	172.18	10,021
年12回(毎月)分配型	8.61	86.11	87.38	174.93	348.42	339,762
<b>国内公募投信</b>	<b>2.92</b>	<b>29.21</b>	<b>29.64</b>	<b>59.34</b>	<b>118.18</b>	<b>541,737</b>

※1: 分配率…2012年1~12月の分配金合計÷2011年末の基準価額を年率換算したもの(Lipperのデータより)。

※2: 含み益…譲渡損益として年12回(毎月)分配型の分配率との差を入れてある。

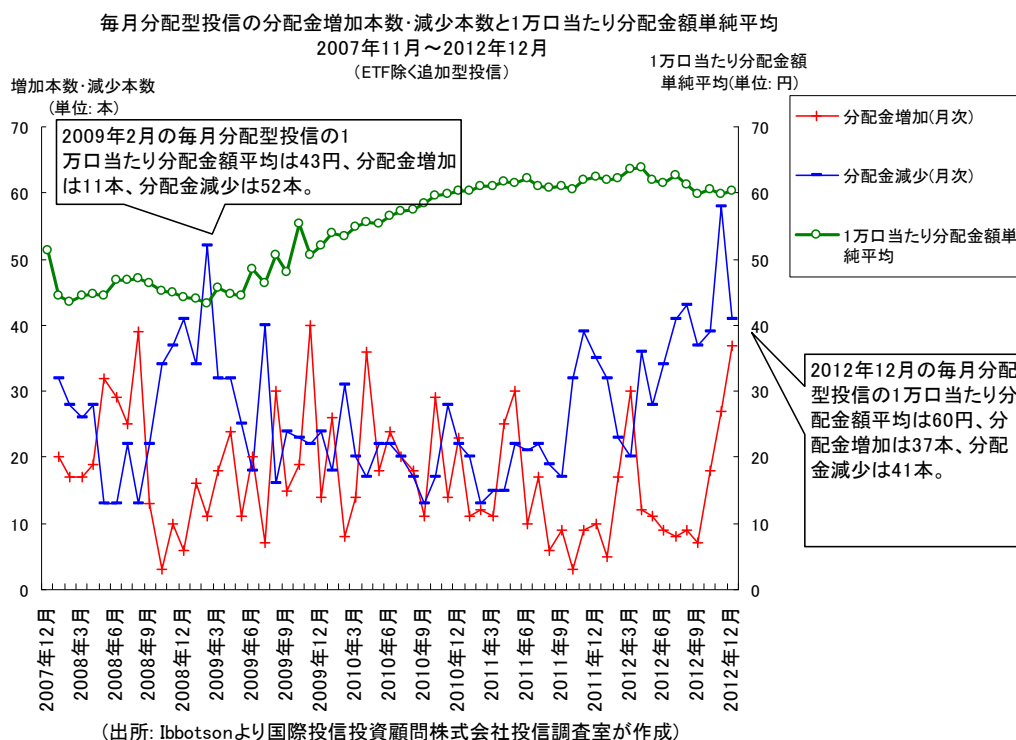
※3: 復興特別所得税を含む(付加した税率は2013年が10.147%、2014年が20.315%となる)。

\*元本払戻金(特別分配金)が無く、さらに市場要因等が無い状態を想定している。

(出所: Lipperより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

ただ、2012年に米国で起きた「特別配当/special dividends」や分配金引き上げなどが2013年の日本でも起こると、売却(解約)や乗り換えの可能性は低下、(保有を継続しつつ)、その分配金をISA口座向け資金に充てるなどが行なわれる可能性がある。

以上からして、2012年に日本では分配金引き下げが相次いだが、2013年には逆に分配金引き上げが増えるかもしれない。2012年12月の毎月分配型投信の分配金増加は37本、分配金減少は41本と、既にその兆しも見えている様である。



以上、軽減税率打ち切りと日本版ISA導入を前にして可能性のあることを書いた。日本版ISAの口座開設は2014年1月からだが、2013年10月からの受付開始で、現在、株式や投信を保有している人は軽減税率打ち切りの準備も必要である。軽減税率や日本版ISAの節税効果を十分活用出来るよう、今からしっかりと考え、行動していきたいものである。次回以降引き続き、日本版ISAに関わる様々な話題を取り上げる。

以上  
(投信調査室 松尾、窪田)

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
  - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
  - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
  - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。